

「事業継続ガイドライン」の改定事項（案）

1. 他のガイドラインとの相関関係の明示

本ガイドラインは、事業継続の取組みが有効なビジネスリスクに対応した考え方を示しているが、主に自然災害を想定した例示を用いていることから、他のリスクに関しては適宜他のガイドラインを参照することが望ましく、この点について改めて言及しておく必要がある。

【改定箇所】

本文「事業継続の取組みとは」の項目において、他のリスクに関しては適宜他のガイドラインを参照することを追記する。

2. 企業の規模や業種・業態を問わず一般的に適用可能であることの明示

本ガイドラインは、元来、対象とする企業の規模や業種・業態を限定していないが、それぞれの特性に応じた各種のガイドラインの策定が進められ、企業関係者が容易に相互関係を理解できるようにすることが求められるようになってきており、この点について改めて言及しておく必要がある。

【改定箇所】

本文「本ガイドラインの特徴」の項目において、本ガイドラインが企業の規模や業種・業態を問わず一般的に適用可能である事業継続の枠組みを示していることを追記する。

3. 事業継続の取組みが有効なビジネスリスクを対象としていることの明示

本ガイドラインは、元来、事業継続の取組みが有効なビジネスリスクを対象としつつ、重大な災害リスクで海外からも懸念の強い「地震」から取り組むことを推奨しているが、近年、大規模水害や新型インフルエンザを含む感染症等への懸念が増大し、これらのリスクから取り組もうとする企業も見られるようになってきており、こうしたビジネスリスクを対象としていることについて改めて言及しておく必要がある。

【改定箇所】

- ①脚注において、段階的かつ長期間に渡り被害が継続するリスク（新型インフルエンザを含む感染症、水不足、電力不足など）に関するBCPのイメージ図を追記する。
- ②本文「本ガイドラインの特徴」の項目において、初めに地震以外のリスク（火災、風水害、テロ、新型インフルエンザを含む感染症等）を対象に被害想定を行う場合も考えられることを追記する。
- ③本文および脚注において、地震リスクの場合のみを想定している箇所については、その旨を追記する。
- ④本文において、地震や水害などの場合を想定している箇所については、その旨を追記する。
- ⑤本文において、段階的かつ長期間に渡り被害が継続するリスク（新型インフルエンザを含む感染症、水不足、電力不足など）に関しては、企業の被害の進行状況に応じて段階的に業務レベルを低減・維

持・回復させていくような対策も考えられることを追記する。

4. 発展・定着につながる点検・是正処置の重視

本ガイドラインは、継続的改善を前提とする管理手法（マネジメントシステム）を取り入れているものの、当時の日本における社会的な定着状況を踏まえた柔軟な内容としているが、企業統治のあり方に係る制度等が新たに導入され、その状況に変化が生じているとともに、策定済・策定中企業が増加してきており、国際的な観点とあわせて、発展・定着につながる点検・是正処置を重視した記述を取り入れる必要がある。

【改定箇所】

- ①脚注において、取組みが進んでいる企業においては監査を実施することが求められる旨の文章に修正する。
- ②本文において、企業は日常業務の一環としての点検・監視を行うべき旨を追記する。また、取組みが進んでいる企業においては、年1回以上監査を実施する旨、および監査結果は経営者に報告されなければならない旨を追記する。

5. 目標復旧時間と不可分な目標復旧レベルが存在していることの明示

本ガイドラインは、元来、目標復旧時間への言及に際しては、目標復旧レベルの存在を前提としているが、近年、大規模水害や新型インフルエンザを含む感染症のように、発生前より段階的な対処が求められ、かつ長期に亘るリスクへの対応等への懸念が増大し、これらを想定するにあたっては、継続する業務レベルを勘案することが重要視されてきており、目標復旧時間と不可分な目標復旧レベルが存在していることについて改めて言及しておく必要がある。

【改定箇所】

本文において、設定した目標復旧時間における重要業務の目標復旧レベルを設定すべきこと、その場合、例えば、重要業務の稼働の割合を任意の値に定める、重要業務の中の細分化された業務プロセスのうちいくつかを停止（継続）する、などの判断を行うべきことを追記する。

また、目標復旧時間と目標復旧レベルの概念を含めた事業継続計画（BCP）に関するイメージ図を再掲する。

上記改定に伴い、関連図書の見直し・充実を行う。